

2020年度第1回常任理事会議事録

1 常任理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 第1号議案 会員の入退会の件

ア) 正会員の入会 4件

- ・埼玉県立小児医療センター(会員名:岡 明(院長))
- ・佐久総合病院佐久医療センター(会員名:渡辺 仁(院長))
- ・国際医療福祉大学 成田病院(会員名:宮崎 勝(院長))
- ・社会医療法人社団沼南会 沼隈病院(:檜谷義美(常務理事))

イ) 特別会員の退会 2件

- ・医療法人親愛 天神クリニック(会員名:前田和弘(理事長))
- ・一般財団法人 みどり健康管理センター(会員名:徳永勝人(所長))

ウ) 賛助会員の入会 4件

- ・株式会社 EPARK(会員名:玉村剛史(代表取締役社長))
- ・社会福祉法人 神東会(会員名:古宿 稔(理事長))
- ・株式会社 YourLink(会員名:山崎雄一(代表取締役))
- ・個人会員 1名

エ) 賛助会員の退会 4件

- ・キッセイ薬品工業株式会社(会員名:降旗喜男(代表取締役))
- ・株式会社ファミリーマート(会員名:澤田貴司(代表取締役))
- ・株式会社ダスキンヘルスケア(会員名:井原 修(代表取締役))
- ・株式会社イーウェル(会員名:二井 勝(代表取締役))

(2) 第2号議案 関係省庁および各団体からの依頼の件

ア) 継続依頼事項

- ・第24回日本医業経営コンサルタント学会 福岡大会における後援名義使用
- ・「日本子ども虐待防止学会第26回学術集会いしかわ金沢大会」後援名義使用
- ・フードシステムソリューション(F-SYS)2020 協賛名義使用
- ・第10回 国際医療英語認定試験および医療英語セミナーにおける後援名義の使用
- ・『ヒートポンプ・蓄熱月間』に対する協賛名義使用
- ・第22回日本認知症グループホーム全国大会の後援名義使用
- ・『第35回全国医療法人経営セミナー』後援名義使用
- ・公益財団法人日本医療機能評価機構 EBM 医療情報事業運営委員会委員の推薦(就任者 大道 副会長(再任))
- ・公益社団法人日本看護協会 労働と看護の質データベース事業の推進に関する検討委員会委員の推薦(就任者 仙賀副会長(新任))
- ・公益財団法人医療研修推進財団 理事への就任(就任者 相澤会長(再任))

- ・公益社団法人日本メディカル給食協会 患者給食受託責任者資格認定委員の推薦(就任者 仙賀副会長(再任))
- ・公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会 資格認定審査会委員の推薦(就任者 万代副会長(再任))
- ・公益社団法人日本看護協会 看護業務の効率化・生産性向上のための支援策検討委員会委員の就任(就任者 …園田常任理事(再任))
- ・一般財団法人医療情報システム開発センター 理事への就任(就任者 大道 副会長(再任))

イ)新規承認事項

- ・NPO 法人 ささえあい医療人権センターCOML 寄付金の協力
- ・公益社団法人日本看護協会 「医療安全推進特別委員会」への委員推薦(就任者 望月支部長))

(3) 第3号議案 人間ドック健診施設機能評価認定施設の指定の件

ア)新規

- ・独立行政法人 地域医療推進機構 大阪病院(大阪府)
- ・医療法人社団 東京巨樹の会 東京品川病院(東京都)
- ・医療法人沖縄徳洲会 吹田徳洲会病院(大阪府)

イ)更新

- ・社会福祉法人 三井記念病院総合健診センター(東京都)
- ・医療法人社団 喜峰会 東海記念病院 健康管理センター(愛知県)
- ・社会医療法人 天神会 新古賀クリニック(福岡県)
- ・東日本電信電話株式会社 NTT 東日本関東病院(東京都)
- ・多野藤岡医療事務市町村組合 公立藤岡総合病院 健康管理センター(群馬県)
- ・社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会 川口総合病院健診センター(埼玉県)
- ・医療法人社団福生会 斎藤労災病院 健康管理センター(千葉県)
- ・社会医療法人社団三思会 東名厚木メディカルサテライトクリニック(神奈川県)
- ・独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院 健康管理センター(東京都)
- ・広島県尾道市 公立みつぎ総合病院(広島県)
- ・独立行政法人 地域医療機能推進機構 神戸中央病院 健康管理センター(兵庫県)
- ・一般社団法人 岡崎市医師会 はるさき健診センター(愛知県)

2 1の事項を提案した理事の氏名

会長 相澤孝夫

3 常任理事会の決議があったとみなされた日

2020年4月25日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

会長 相澤孝夫

2020年4月17日、会長 相澤孝夫が常任理事の全員に対して上記常任理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、2020年4月25日までに、常任理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、理事会に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条に準じて、当該提案を可決する旨の常任理事会の決議があったものとみなされたものとする事とした。